

国立大学法人東京外国語大学図書館 委員会規程

〔平成28年 3月25日
附属図書館規則第 2号〕

改正 平成28年 7月26日附属図書館規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学附属図書館規程（平成4年4月30日全部改正）第4条第2項の規定に基づき、図書館委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 大学院総合国際学研究院の専任教員 6名
- (3) 大学院国際日本学研究院の専任教員 3名
- (4) アジア・アフリカ言語文化研究所の専任教員 1名
- (5) 総務企画部長

2 前項第2号から第4号の委員は、附属図書館長の推薦に基づき、学長が指名する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館の運営及び整備計画に関する事項
- (2) 図書館の予算及び決算に関する事項
- (3) 図書及びその他の学術情報資料の収集、管理及び利用に関する事項
- (4) 図書館に係る規則の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他図書館の運営に関し必要な事項

(会議)

第4条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、総務企画部学術情報課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、平成28年3月31日に図書館委員である者は、第2条第2項に規定する者として指名されたものとみなし、その任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年7月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。